

一般社団法人 滋賀県障害者スポーツ協会 パラスポーツパートナーに関する要綱

令和4年4月1日 制定

令和5年4月1日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）の事業運営に携わるパラスポーツパートナーの登録に関し、必要な事項を定める。

(パラスポーツパートナーの登録)

第2条 会長は、協会事業の円滑な運営を確保するため協会の社員会員および一般会員（以下「協会の会員」という。）のうち次の各号に掲げる者で、協会事業への協力を申し出た者のうちから適格者と認められる者をパラスポーツパートナーとして登録する。

- (1) スポーツ・福祉事業関係者等で障害者スポーツに興味がある者。
- (2) 障害のある者、またその家族で障害者スポーツに興味がある者。
- (3) その他前各号に該当しないが、協会事業に積極的な協力意志がある者。

2 協会の会員でない生徒または学生のうち前項各号に掲げる者が協会事業への協力を申し出たときは、パラスポーツパートナーとして登録することができる。

(登録期間)

第3条 委嘱期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 登録期間終了前に次年度の登録更新を希望する旨の申し出があった者で、次年度の会費を納入した者はパラスポーツパートナーの登録を更新する。

(パラスポーツパートナーの任務)

第4条 パラスポーツパートナーは協会が行う障害者スポーツ事業に積極的に参加し、その運営に協力するものとする。

(登録の取り消し等)

第5条 会長は、パラスポーツパートナーが次の各号に掲げる事由に該当したときには、登録を取り消し、もしくは登録を更新しない。

- (1) 本人から登録取り消しの申し出があったとき。
- (2) 協会会員の資格を失ったとき。
- (3) 協会の名誉を著しく損ねるなど、パラスポーツパートナーとしての適格性を欠くと認められたとき。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

1 改正後のこの要綱は、令和5年4月1日から施行する。